

日本陸上競技連盟駅伝競走規準

(2015年3月修改正)

第1条 総 則

駅伝競走は、本連盟競技規則第240条1〔国内〕1の規定により、以下の規準に基づいて行う。本規準に特別に定めるもののほかは、本連盟競技規則を準用する。

必要により、独特の状況等に応じた駅伝競走内規等を定めることができる。

ロードリレーに関しては競技規則第240条を参照のこと。

第1部 競技会役員

第2条 競技会役員の編成

主催者はすべての役員を任命する。つぎの役員の数と、その役割は原則的なものであり、主催者は状況によりこれを変更することができる。

運 営 役 員

総 務 1人

総務員 1人以上

技術総務 1人

競 技 役 員

審判長 1人

競走審判員 2人以上

監察員 2人以上

計時員 3人以上

スターター 1人以上

出発係 1人以上

走路員 1人以上

中継所役員各中継所 3人以上

記録・情報処理員 1人以上

アナウンサー	1人以上
医師（医務員）	1人以上
その他必要な競技役員及び補助員を配置する。	

第3条 競技会役員の任務

1. 総務

- (a) 競技会を管理し、運営の全責任を負う。またすべての役員の任務の状の準備委員会とその他の委員会を招集し、それに関する議事日程を作成する責任を負う。すべての通信連絡を含む管理上の事務処理を担当する。
- (b) 競技会の準備委員会とその他の委員会を招集し、それに関する議事日程を作成する責任を負う。すべての通信連絡を含む管理上の事務処理を担当する。

2. 技術総務

主として技術面から総務を補佐する。特にコース設定等を管理する。

3. 審判長

- (a) 競技規則（本連盟競技規則、本規準、内規等）が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、競技中に起ったすべての技術的問題ならびに本規準、内規に規定されていない事項についても決定する。また、競技の最終結果を承認する。
- (b) 不適当な行為をする競技者を除外させたり、競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察員等に委任しておく必要がある。

4. 競走審判員

競技者がフィニッシュラインまたは中継線に到達したときの着順を判定する。

5. 監察員

審判長に指示された地点、あるいは指示された車両で競技を監察する。違反、妨害等が起こった場合、ただちに審判長に報告する。また、中継所におけるたすきの受渡しを監察する。

6. 計時員

競技者がフィニッシュラインまたは中継線に到達したときのスタートからの時間を計測する。

7. スターター

スタート地点で競技者を適正にスタートさせる。

8. 出発係

競技者を招集し、ナンバーカード（ビブス）、たすき、服装を点検してスタートライン（中継線）に配置する。

9. 走路員

競技者の走路を確保し、走路を間違えないよう白線、手旗などで指示する。

各区間の中間点、あと3km、あと1kmなどの距離表示をしてもよい。

10. 中継所役員

(a) 中継所には中継所主任を置く。また、出発係、競走審判員、監察員、計時員、記録・情報処理員、走路員等をおいてもよい。

(b) 中継所主任は中継所を統括し、その中継所で、競技規則が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。

11. 記録・情報処理員

(a) 中継所、フィニッシュ地点の競走審判員、計時員の判定資料から順位、所要時間および区間記録を作成し、総務に提出する。

(b) スタートリスト等必要な情報を関係競技役員に提供する。

12. アナウンサー

スタート地点、中継所、フィニッシュ地点において競技者・チームの紹介、公式記録の情報等をアナウンスする。できる限りレース展開の情報を入手し、レースの様態を紹介する。

13. 医師（医務員）

(a) 競技に出場することが危険と判断した競技者の出場をやめさせる権限を持つ。

(b) 競技中に健康上不適当と判断した場合、競技を中止させる権限を持つ。

第2部 競 技 会

第4条 コース

1. 駅伝競走はコースとして定められた道路を走る。また、道路でない場所を使うことができる。その場合も、走る区分を明示する。
2. コースの計測は一般に0.1km単位とする。

第5条 走 行

1. 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出てはならない。
2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師（医務員）の判断による。
3. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。

第6条 中 継

1. 中継線は幅50mmの白線で示す。たすきの受け渡しは、中継線から進行方向20mの間に手渡しで行わなければならない。中継線の手前からたすきを投げ渡したりしてはならない。

中継の着順判定およびタイムの計測は、前走者のトルソーが中継線に到達した時とする。〔参照 競技規則第164条2〕

2. たすきを受け取る走者は、前走者の区域（中継線の手前の走路）に入ってはならない。また、たすきを渡した走者は直ちにコース外に出なければならない。

第7条 繰り上げスタート

1. 走者の中継所への到着がはなはだしく遅れた場合、繰り上げスタートを行うことができる。その条件は競技会前に各チームに

公表する。

2. 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行なう。
この場合、中継線をスタートラインとする。

第8条 ナンバーカード（ビブス）

ナンバーカード（ビブス）については競技規則第143条7以下を適用する。

第9条 たすき

1. 駅伝競走はたすきの受け渡しをする。たすきは布製で長さ1m600～1m800、幅6cmを標準とする。
2. たすきは、必ず肩から斜めに脇の下に掛けなければならない。
3. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。
たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前400mから、次走者がたすきをかけるのは中継後200mまでをおよその目安とする。
4. たすきをチームが持参する競技会では、事前に大会本部において承認を得なければならない。

第10条 給水

1. 主催者は、コースの途中で給水を行なうことができるが、給水を行なう場合は給水場所及び手順を事前に公表する。

第11条 助力

1. 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
2. 人または車両による伴走行為は、いっさい認めない。
3. 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。

第12条 競技運営関係車両

1. 主催者が必要と認めた場合、競技運営関係車両を使用することができる。競技運営関係車両は、審判長車、審判車、本部車、監

察車、記録車、救護車、報道関係車等である。

2. 競技運営関係車両は交通法規及び関係機関との合意事項を遵守しなければならない。
3. 競技者の安全を図り、駅伝競走による交通渋滞を招かないよう配慮する。
4. 一般車と区別するため、遠くからよく識別できる標識をつけなければならない。
5. 競技者の横に並んではならない。また、競技運営関係車両同士も互いに並走してはならない。
6. スタートライン、中継所、フィニッシュラインのところで駐停車してはならない。

以上